

令和3年12月1日

従業員 各位

株式会社田島運輸
代表取締役 田島 庄平
専務取締役 三佐川 恵美子

就業規則による民法536条第2項に係る制限撤廃の規定のご連絡について

記

日頃は当社業務に精励いただき、ありがとうございます。

さて、当社では令和1年5月21日に全面改正し、適用した就業規則を運用してきましたが、その後の様々な法令改正や社会情勢の変化により対応していく必要があると考えております。特に、昨今の退職従業員からの理不尽な要求により、世間一般の会社が不利益を被ることも多々発生していることを踏まえ、当社もこのような状況に対応していくべく、このたび標題の通り、就業規則を刷新することにいたしました。

なお、今回の刷新についても、これまでと同様に、従業員代表者である小山一恵女史との協議の上、決定しましたことも併せて通知させていただきます。

従業員の皆様におかれましては、当社の周知されている就業規則をご自身でご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上